

幼保連携型認定こども園 まごころ保育園 園則兼運営規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人八王子志成会が設置するまごころ保育園（以下「当園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、3歳未満児の保育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 当園は保育教育理念に基づき、最も質の高い保育教育を行い子どもが誇りをもって生きる力を育てる

- (2) 子どもの育ちを真ん中にすえ、子どもと真剣に向き合い保育教育専門家集団として創造性あふれる保育教育を実践する。
- (3) 上記に関わる具体的指針を作成する。（全体的計画）

(名称)

第3条 当園は、幼保連携型認定こども園 まごころ保育園と称する。

(所在地)

第4条 当園を東京都八王子市館町1097番地96に置く。

(提供する教育・保育の内容)

第5条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、保護者の就労状況等により入園時期や在園時間の異なる子どもを受け入れる施設として、園児に健やかな成長が図られるような適当な環境を整えることを意識しながら、教育・保育を行う。

(子育て支援)

第6条 本園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- (1) 地域子育て家庭事業
- (2) 一時預かり保育（一般型）
- (3) 延長保育

※延長保育の利用は原則3歳児（年少クラス）以上とする。

※利用時間・利用料は別表の通りとする。

第2章 職員及び職務

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 本園に次のとおり職員を置く。

- (1) 園長

- (2) 副園長
- (3) 主幹保育教諭
- (4) 保育教諭
- (5) 栄養士
- (6) 調理員
- (7) 嘱託医
- (8) 嘱託（歯科）医
- (9) 薬剤師
- (10) 事務職員
- (11) その他の職員
 - 2 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
 - 3 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
 - 4 主幹保育教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育をつかさどる。
 - 5 保育教諭は、園児の教育保育をつかさどる。
 - 6 栄養士は、園の給食の献立を作成し、食育計画を立てる
 - 7 調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
 - 8 嘱託医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行う。
 - 9 嘱託（歯科）医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。
 - 10 薬剤師は園児の健康相談や保健指導、施設環境衛生の維持管理に関する指導・助言を行う
 - 11 事務職員は、本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
 - 12 その他の職員は教育保育の質の向上に必要な業務を行う
（スクールバス運転手・用務員）

（職務の心得）

第8条 職員は、この規程及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、教育・保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文 書

（文書の取扱）

第9条 文書は、正確、迅速、丁寧に対処し事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

（文書の管理）

第10条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

（整備する記録及び保存年限）

第11条 整備する記録及び保存年限は別表のとおりとする。

第4章 定員

(定員)

第12条 本園の定員は110名とし、その内訳は次のとおりとする。

- (1) 0歳児 9名 (2) 1歳児 18名 (3) 2歳児 18名
- (4) 3歳児 18名 (5) 4歳児 18名 (6) 5歳児 19名
- (7) 1号認定満3歳児 2名 (8) 1号認定3歳児 2名
- (9) 1号認定4歳児 3名 (10) 1号認定5歳児 3名

2 前項にかかわらず、待機児童解消の為及び育児休業終了後の就業等の入所等の場合、八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができるものとする。

3 連続する過去の2年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上のときには、定員の見直しを行うものとする。

4 このほかに、一時保育利用児童の定員は、一日につき概ね5名とする。

※育て合い広場COCOの活動状況を踏まえ、平成28年度より実施

第5章 入園及び退園

(利用の開始)

第13条 本園の利用開始に当たり、1号認定子どもについては、保護者が本園に直接申し込むものとする。

2 利用の申込みのあった1号認定子どもと現に本園を利用している1号認定子どもの総数が1号認定の子どもの利用定員の総数を超える場合については、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育・保育の理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用については、八王子市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

4 一時保育利用児童は本園に直接申し込みを行い決定するものとする。

(転園、退園又は休園)

第14条 転園、退園又は休園しようとする子どもの保護者は、理由を記して園長に願い出るものとする。

(利用の終了)

第15条 本園は、次に掲げる場合に、教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき

(2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当しなくなったとき

(3) その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

2 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

- 3 一時保育利用児童であって、その必要がなくなったとき。

第6章 児童の処遇

(平等の原則)

第16条 入所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担の有無によって差別的な取扱いをしない。

(学年及び学期)

第17条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(開園時間)

第18条 本園の開園時間は、7時00分から18時30分までとする。

(教育・保育を行う日及び行わない日)

第19条 本園において、教育・保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 本園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 前項に定めるもののほか、本園における1号認定児に係る休業日は、次のとおりとする。

(1) 夏季休業 8月第2週から第3週まで平日7日

(2) 冬季休業 12月28日から1月6日まで

(3) 春季休業 3月第3土曜日から4月第1土曜日まで

(4) その他園長が必要と認めた日

(教育・保育等を行う時間)

第20条 本園において、教育・保育を行う時間は、次のとおりとする。

(1) 1号認定子ども 9時00分から14時00分まで

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

イ 保育標準時間認定を受けた子ども

7時15分から18時15分までの11時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

ロ 保育短時間認定を受けた子ども

8時30分から16時30分までの8時間の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

2 1号認定子どもについては、前項第1号に掲げる時間以外の時間において、

保護者の希望により預かりが必要な場合は、7時00分から9時00分及び14時00分から18時30分までの範囲内で、一時預かり保育を行うものとする。

- 3 保育標準時間子どもにあつては、第1項第2号イに掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により保育が必要な場合は、7時00分から7時15分及び18時15分から18時30分までの範囲内で、延長保育を実施する。
- 4 保育短時間認定子どもにあつては、第1項第2号ロに掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分及び16時30分から18時30分までの範囲内で、延長保育を実施する。
- 5 延長保育の利用は原則年少組以上からとし、利用料は別表の通りとする。また、延長保育に関する書類の提出と詳細な面接が必要となる。
- 6 入園後、徐々に環境に慣れていくため、慣らし保育を行う。年齢により異なるため別紙照。
- 7 より良い保育の実施・保育施設の運営のために、保護者の方へご協力をお願いすることがある。

(利用者負担その他の費用等)

第21条 本園においては、保護者から園児の居住する市町村が定める額の保育料の支払を受けるものとする。

- 2 本園においては、本園の教育・保育の質の向上を図るため、次の表に掲げる費用について、別表に定める額の支払を保護者から受けるものとし、その目的、支払を受ける時期は同表のとおりとする。

名称・目的	対象
給食費	1号認定子ども及び2号認定子ども
特定負担額 一般の教育・保育を越えて、専門性の高い教育を園児に提供するために必要とする教育充実費、特別教育経費、施設整備費、施設維持費等	1号認定(満3歳児～5歳児) 2号認定(3歳児～5歳児) ※兄弟がいる場合は、二人目から半額となります。
通園バス代	1号認定子ども及び利用園児
園服・園帽・園バック・体操着等	1・2号認定子ども及び2歳児クラス
レンタル布おむつ代	3号認定こども
親子遠足参加費(保護者負担分)	参加保護者
行事写真	購入希望者
その他の有償教材等	購入希望者

- 3 一時預かり保育料(一般型)および延長保育料は別表の通り徴収する。

(緊急保育事業)

第22条 保護者が病気や出産、家族の看護などで、緊急に保護が必要とされる子どもに対して、八王子市の決定により、緊急保育を実施する。

- 2 緊急保育事業の内容は、八王子市民間保育所緊急保育事業実施要綱に基づき決定する。

(ふれあい保育)

- 第23条 保護者とその乳幼児と一緒に保育園での保育を体験することを通して、保護者に育児全般にわたる知識や技術を伝えるものとして、ふれあい保育(育て合い広場COCO)を実施する。
- 2 ふれあい保育(育て合い広場COCO)の実施の決定等、詳細な内容は、別に定めるまごころ保育園ふれあい保育(育て合い広場COCO)実施要綱に基づいて決定する。

(障害児保育)

- 第24条 心身に障害のある児童で、保育所で保育が可能な児童の保育を行う。
- 2 心理相談員等の専門職による発達障害児の早期発見と早期支援を行う。
又、
市の保育所等訪問支援を受け、保護者及び担当職員へ助言を行い、適切な支援につなげる。
 - 3 園に在籍する障害のある児童及び特別な配慮が必要な児童に対して、個々の発達の特性に配慮する点など、児童の支援に必要な助言を行うとともに、「個別の支援計画」の策定に関する支援を行う。

(登降園)

- 第25条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。
- 2 1号認定子どもは通園バスを利用することができる。利用料は別表のとおりとする

(虐待等の禁止)

- 第26条 園長は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 入所児に対する虐待事案の早期発見及び防止のための職員に対する研修の実施
 - (3) その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、入所児に対し、八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例第16条の規定により、次のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る、体罰等入所児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること。
 - (6) 入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉かけ(呼び捨て、怒鳴る等)や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

- (8) 本園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該入所児を無視すること。

(児童虐待防止法遵守)

第27条 職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

(感染症対策)

第28条 本園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3か月に1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(緊急時等の対応)

第29条 職員は、保育の提供を行っているときに入所児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的に行う。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに八王子市、入所児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 入所児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応するものとする。

(日課及び年間行事)

第31条 日課及び年間行事については別に定める。

(欠席)

第32条 入所児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で午前9時までに園長に届け出るものとする。

(休園)

第33条 入所児又は入所児の同居家族に伝染病の発生により、他の入所児に感染する恐れがあるときや非常変災その他急迫の事情があるときに園長が認めるときは休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第34条 本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運

営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第35条 園長、看護師は常に入所児の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

- 2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員は毎月検便を実施するものとする。

(衛生管理)

第36条 本園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年1回の大掃除を行うものとする。

(苦情対応)

第37条 入所児又は入所児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について報告する。(別紙苦情対応実施要項による)
- 3 苦情に関して八王子市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行う。

(相互信頼関係の構築)

第38条 入所児が共同生活の秩序を保ち健康で快適な生活を維持するため、職員及び保護者は必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(業務の質の評価)

第39条 児童福祉法第39条の2に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

- 2 第三者評価事業を3年に1回受審するものとし、この結果を公表し、常にその改善を図るよう努める。

(秘密の保持)

第40条 業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。(別紙個人情報保護規定)

- 2 職員は、業務上知り得た入所児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。(守秘義務)

第7章 災害対策

(非常災害対策)

第41条 園長又は防火管理者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努める。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、毎月1回は、これを行う

ものとする。

第8章 地域活動事業

(子育て支援、地域支援)

第42条 地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、絵本の貸出、子育て通信の発行、掲示板による地域向け育児情報の提供等からなる地域子育て支援拠点事業を実施する。異年齢交流(保育振興)、障害児施設との交流、障害児の活動支援、地域の福祉施設との連携。

第9章 雑 則

(改正)

第43条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人八王子志成会理事会の議決を経るものとする。

付則 この規程は平成27年4月1日から施行する。
この規定は平成27年9月3日から施行する。
この規定は平成28年4月1日 第12条4項を整理する。
この規定は令和4年4月1日から幼保連携型認定こども園園則兼運営規定として改定し施行する。

別表

入園料 無料

毎月かかる保育料(月額) ※当月5日引き落とし

1号認定

学年齢	基本負担分	給食費	特定負担額	合計
満3歳児	0円	主1500円/副3000円	500円	5000円
3歳～5歳児	0円	主1500円/副3000円	500円	5000円

2号認定

学年齢	基本負担分	給食費(副食費)	特定負担額	合計
3歳～5歳児	0円	4500円	500円	5000円

3号認定

学年齢	基本負担分	給食費	特定負担額	合計
0歳～2歳児	市の決定による	0円	0円	市の決定による

預かり保育料/延長保育料 ※翌月 5 日引き落とし

	認定区分	利用可能時間	金額
一時預かり保育	1号認定	7:00~8:30 及び 16:00~18:30	11000 円/月極 500 円/1 回
一時預かり保育	1号認定	7:00~8:30 または 16:00~18:30	10000 円/月極 450 円/1 回
一時預かり保育	1号認定	8:30~16:00	無料
延長保育	2・3号	7:00~7:15/18:15~18:30	200 円/15 分
延長保育(時短)	2・3号	7:00~8:30/16:30~18:30	200 円/15 分
延長保育		7:00~7:15 及び 18:15~18:30	9000 円/月極
延長保育		7:00~7:15 または 18:15~18:30	4500 円/月極

園バス送迎費 ※当月 5 日引き落とし

片道利用契約	2500 円/月
往復利用契約	4000 円/月
往復利用契約 (兄弟がいる場合、2 人目から)	3000 円/月
回数券 5 回分	1000 円/一つ刷り

その他の費用

	金額	支払時期
園服・園帽・園バック・体操着等	おおむね 20000 円程度	入園時
レンタル布おむつ	1 枚 36 円	月末
遠足保護者負担分	実費	随時
行事写真	実費	随時
その他の有償教材等	実費	随時

記録・帳簿等保存期限

記録書類	保存期限
児童名簿	5 年
入所関係書類	3 年
健康診断記録	5 年
児童表	5 年
要録	5 年
教育・保育の実施に当たっての計画	5 年